

岩見沢市在宅老人デイ・サービスセンター条例を 廃止する条例の概要

第1 廃止の趣旨

65歳以上で身体上又は精神上の障がいがあるため日常生活を送るのに支障がある人に対し、日中通い、入浴、食事、機能訓練等のサービスを提供することを目的として、北村デイ・サービスセンターは平成12年4月1日から、栗沢デイ・サービスセンターは平成11年4月1日からそれぞれ供用開始し、近年は指定管理者による事業運営を行ってきた。

現在、両施設とも利用者が減少し、指定管理者の経営赤字が続き収支改善が困難になっていることや、施設の老朽化が進み維持管理に係る負担が増大すること、また、市内に民間のデイサービス事業所が整備されサービス供給体制が充足していることなどを踏まえ、公設民営で行うデイサービス事業はその役割を終え、これ以上の運営継続は民業の圧迫をも招くものと判断し、北村及び栗沢の両デイ・サービスセンターを令和5年度末をもって廃止する。

第2 廃止の内容

岩見沢市在宅老人デイ・サービスセンター条例の廃止

第3 施行期日

令和6年4月1日

岩見沢市条例第24号

岩見沢市在宅老人デイ・サービスセンター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年12月15日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市在宅老人デイ・サービスセンター条例を廃止する条例

岩見沢市在宅老人デイ・サービスセンター条例（昭和62年条例第25号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。